

(募集要項)

公益信託JAバンク新潟県信連創立50周年記念・ホームヘルパー支援基金

第22回 募集のお知らせ

1. 趣旨

新潟県信用農業協同組合連合会は、これまで地域に根ざした活動を基本に業務を実施してまいりました結果、お蔭様で、平成10年に創立50周年を迎えることができました。

この機会に、その記念事業の一環として、地域社会への貢献のために利益の一部を社会に還元することといたしました。

具体的には、高齢社会の到来を踏まえ、高齢者に対する在宅福祉サービスの主な担い手であるホームヘルパーを支援・育成する活動に対し、積極的に助成していくことを目的として本公益信託を設定するものであります。

これにより、地域社会の福祉の増進にいささかなりとも寄与することを念願するものであります。

2. 助成対象者及び助成対象事業（裏面参照）

この基金は、次の活動を行う社会福祉法人、公益法人、ボランティア団体を助成対象先とします。

- ① ホームヘルパーの活動および当該活動を支援する設備の整備等の実施
(活動拠点の事務機器・冷暖房機器等の電機機器、ホームヘルプ活動に必要な車輛・用具等の購入に要する費用の助成)
- ② ホームヘルパーの資質向上のための各種事業の開催等の実施
(ホームヘルパー養成研修会等の運営・設営に要する費用の助成)
- ③ その他目的を達成するために必要な事業への助成

※助成対象事業は未実施のもので、2020年4月から12月に実施のものとしします。

3. 応募方法

助成を希望される方は、「助成金交付申請書」を下記宛請求し、必要書類添付のうえご提出下さい。尚、提出書類（事業報告書・見積書・写真・パンフ類等他）は全てA4用紙サイズに編集・統一の上ご提出願います。

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12

農中信託銀行 営業推進部「JAバンク新潟県信連創立50周年記念・ホームヘルパー支援基金」係
(募集要項、申請書は当社HPに掲載しております。アドレス <http://www.nochutb.co.jp/>)

4. 募集期間

2019年9月2日(月)～2019年11月29日(金)(当日消印有効)

5. 選考方法

公益信託JAバンク新潟県信連創立50周年記念・ホームヘルパー支援基金運営委員会において、当信託の趣旨・目的に照らし、活動の内容・効果の大小等を総合的に勘案して選定いたします。

なお、助成金額に制限がありますので、選考の結果残念ながら助成を見送らせていただくことがあることをご了承ください。

6. 決定通知

選考の結果は、速やかに応募者に通知いたします。(2020年3月予定)

7. 受給者の報告提出義務等

助成金を受けられた方は、事業完了後、速やかに「助成金使用報告書」、「収支明細」を提出していただきます(提出期限：2020年12月末日厳守)。

《本件に関するお問い合わせ先》

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ・農中信託銀行株式会社 営業推進部 | TEL 03-5281-1420 |
| ・新潟県信用農業協同組合連合会 事務開発部 | TEL 025-230-2171 |

以上

< 助成対象者及び助成内容 >

事業区分	事業内容	助成対象者
1 ホームヘルパーの活動及び当該活動を支援する設備整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームヘルパー活動拠点の設備整備 <ul style="list-style-type: none"> ・事務機器（コピー機器，ファクシミリ，電話器等） ・冷暖房機器（こたつ，ホットカーペット等） ・洗濯機 ○ホームヘルプ活動に必要な用具等 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプ活動用車輛 ・入浴用ストレッチャー ・作業用衣類（ユニフォーム，エプロン等） ・歩行器，杖，食事時の補助用品等の購入に要する費用助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人 ○公益法人（民法第 34 条） ○ボランティア団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体については，設立後 3 年以上経過し，概ね 10 人以上の構成で営利を目的としないもの ・ボランティア団体に対するホームヘルプ活動用車輛の助成については，法人格を持ち，かつ維持・管理が可能な団体に限定します。
2 ホームヘルパーの資質向上のための各種研修事業の開催等	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームヘルパー養成研修会（講義，実技，現地実習等） ○ホームヘルパー フォローアップ研修会（技術向上，経験交流）等の運営・設営に要する費用助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人 ○公益法人（民法第 34 条）
3 その他	○目的を達成するために必要な事業への助成	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人 ○公益法人（民法第 34 条） ○ボランティア団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体については，設立後 3 年以上経過し，概ね 10 人以上の構成で営利を目的としないもの

< 助成金 >

1 件当たり金額基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として 75 万円 を限度とします。 (ただし助成金額は，対象費用の額の※<u>70%</u>以内とします。)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として 25 万円 を限度とします。 (ただし助成金額は，対象費用の額の※<u>70%</u>以内とします。)
<ul style="list-style-type: none"> ・ただし助成金額は，対象費用の額の※<u>70%</u>以内とします。

※事業費（実績）が当初計画より減少したことで，助成金額が事業費（実績）の 70%を超過した場合は，超過分をご返還いただきます。